

福祉文教常任委員会審査報告書

平成 29 年 12 月 18 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石 川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 87 号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可決
請願第 5 号	国保の都道府県単位化における意見書採択についての請願	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

■議案第 87 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

質 疑：他市町村の医療機関等で受診する際の確認方法は。

回 答：受給者証で確認する。

質 疑：救急等、受給資格者が受給者証を持たないまま診察を受けた場合はどうなるか。

回 答：緊急の場合は後日精算が可能であるため、後日受給者証を提示する。

質 疑：障がい者や母子、父子が現物給付方式にならなかった理由は。

回 答：国保ペナルティの関係。県は統一して中学生までを対象とする方針である。

質 疑：300 万円程度、町の予算が浮くというのは、国保連合会を通じての手数料がかからなくなるということか。

回 答：手数料や封筒等の消耗品、郵送料などを含め、概ね 300 万円程度は減額になる見込みである。

反対討論：なし

賛成討論：乳幼児がいる家庭は大きな負担軽減になることを考えると、今後も全額無償化に向け運動は続けていかなければいけないが、今回の条例改正は賛成

である。

採 決：全員賛成で可決とした。

■請願第5号「国保の都道府県単位化における意見書採択についての請願」

説明者：長野地区社会保障推進協議会 小野事務局長及び廣瀬事務局次長

質 疑：保険料を県から出せと言われるが、県はどれを削って国保の掛け金に充てればいいのか。

回 答：県財政全体のことはわからないが、今あるもので出さなければならない。憲法25条のとおり国民の命を守ることは国の責任。県民の負担を少なくするためにどのようなことをしていくかが重要と思われる。具体的にどこを削るかは不明である。

質 疑：市町村が一般会計から法定外をやってもいいという裏付けのため、県に方針を明記して欲しいということか。

回 答：県の方針の中に、きちんと明記するよう請願する。

質 疑：この請願について町の考えはどうか。

回 答：県・国に対しての請願ということなので特に異論はない。

質 疑：国庫を多く欲しいとの要請だが、県に移行することによって事務は省力化されるのか。また、納める額は決まっているのか。

回 答：省力化はされないと思う。窓口事務は今までどおり町が行う。県が主体となれば緊急な医療費がかかった場合でも県が負担し、基金を急遽、崩す必要がなくなる。

質 疑：県の試算と現在の町との税率が違っているがどうなのか

回 答：県の試算は細かい計算を加味した算定方法になっている。大まかには所得水準や医療費水準を見て、試算結果が示されている。県の標準税率を参考に町が決定することになる。

質 疑：7、5、2割の軽減があるが、給与所得以外の方は毎年変動し、所得が不安定である。減免制度もあるが、今後の申請は町にするのか県にするのか。

回 答：法律に基づいた軽減と減免があるのみである。減免申請は、県ではなく町へ申請いただくことに変わらない。

質 疑：県から市町村への法定外独自支出を長野県は何年も出していないが、何で法定外支出をしてこなかったのか。国保会計の中でやることであり、一般会計から繰り入れてはならないということか。

回 答：そういうことだと思う。

質 疑：確認だが、住民でも行政側の立場で請願してもいいと思うか。

回 答：国・県への請願はよいと思う。

〔長野県への請願について〕

反対討論：なし

賛成討論：町外の方に移住を勧める場合、上下水道や保険税が高いと住む方がいない。負担増にならないことを要望したいことから、この請願に賛成。

賛成討論：県単位化に関して、市町村が混乱している。それぞれの住民の生活を守っていくためにも、すべての項目が大事である。今後、消費税の増税も予測され、国保税の増額も考えると、県が努力する必要があるので請願採択に賛成である。

採 決：全員賛成で採択とした。

〔国への請願について〕

反対討論：なし

賛成討論：過去に当町から国へ請願を出している経過もある。憲法25条のとおり国としての責任を果たしてもらいたいことから、この請願に賛成する。

賛成討論：国保会計は、国の運営ミスのためにこうなった。請願には賛成である。

採 決：全員賛成で採択とした。